

青梅市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年9月1日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

診療の充実を図るため、診療科目の追加および廃止を行いたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

青梅市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を次のように改める。

2 診療科目は、次のとおりとする。

内科

呼吸器内科

循環器内科

消化器内科

血液内科

内分泌糖尿病内科

腎臓内科

脳神経内科

リウマチ科

^{とう}疼痛緩和内科

腫瘍内科

外科
消化器外科
乳腺外科
呼吸器外科
心臓血管外科
整形外科
脳神経外科
形成外科
化学療法外科
精神科
小児科
皮膚科
泌尿器科
産婦人科
眼科
耳鼻いんこう科
リハビリテーション科
放射線診断科
放射線治療科
病理診断科
臨床検査科
救急科
麻酔科
歯科口腔^{くわう}外科

付 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。